

「埼玉教育の振興に関する大綱」を改定しました

本県の教育等の振興に関する総合的な施策の大綱である「埼玉教育の振興に関する大綱」を改定しました。

大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、知事が、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、定めるものです。

この度、参酌すべき国の教育振興基本計画が新たに定められたため、大綱を改定するものです。

1 大綱の概要

- (1) 社会の動向と変化
- (2) 本県において育成すべき人材
- (3) 施策の根本的な方針
- (4) 施策の推進に当たって

2 大綱の入手方法

下記の埼玉県ホームページからダウンロードできます。

(URL) <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2203/taikou-k.html>